

ロープ高所作業に係る特別教育 案内書

法律根拠

- 労働安全衛生法第 59 条の規定により、ロープで労働者の身体を保持してビルの外装清掃や、のり面保護工事などを行う、いわゆる「ロープ高所作業」について、平成 28 年 7 月 1 日以降は特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- 当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。



対象者等

<ロープ高所作業とは>

高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十度未満の斜面における作業を除く。)

※ 昇降器具…労働者自らの操作により上昇し、又は降下するための器具であって作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに身体保持器具を取り付けたもの

※ 身体保持器具…労働者の身体を保持するための器具



受講資格

ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害防止のための措置、安全带と保護帽の取り扱いについて2時間以上。メインロープ等の点検1時間以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

受講科目・講習時間

学科講習 : ロープ高所作業に関する知識(1H)、メインロープ等に関する知識(1H) 労働災害の防止に関する知識(1H) 、関係法令等(1H)

受講料金 … 令和7年2月1日現在

一般 : 受講料 9,900円、テキスト代 2,200円、合計 12,100円
 会員 : 受講料 6,600円、テキスト代 2,200円、合計 8,800円

その他

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。
助成金の申請方法等は、愛媛労働局助成金センターへ、講習の内容等は、愛媛労働基準協会へお問い合わせください。